

株式会社あんじゅう 介護付有料老人ホームあんじゅう七重浜

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護運営規程

第1条（事業の目的）

この規定は株式会社あんじゅうが開設する有料老人ホーム「あんじゅう七重浜」（以下「ホーム」という）において行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることにより、要介護状態又は要支援状態となった高齢者等に対し地域との交流に努めながら適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

ホームは、利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う事により利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。

- 2 ホームが提供する事業は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、個別の特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行します。

第3条（従業員の職種、職員数及び職務内容）

- 1 管理者 1人（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員 1人（常勤・専従）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 3 看護職員 4人（常勤）

介護職員 40人 うち21人（常勤）、19人（非常勤）

看護職員は、利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

- 4 機能訓練指導員 1人（常勤・専従）、1人（非常勤・専従）

機能訓練指導員は利用者の心身の状況などを踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- 5 計画作成担当者 介護支援専門員 1人（常勤）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

- 6 事務員 1人（常勤）

第4条（入居定員及び居室数）

入所定員は100名、居室数は100室とします。

第5条（指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

内容は次のとおりとします。

- （1）入浴（週2回以上）、排泄、食事、着替え等その他日常生活上の世話
- （2）機能訓練
- （3）健康管理と療養上の世話

第6条（利用料及びその他の費用の額）

- 1 ホームが提供する事業の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合は、利用者は、利用料全額をいったん支払うものとします。
- 2 第1項に定める利用料のほか、次の各号に掲げる費用については、利用者から支払いを受けるものとします。
 - （1）日常生活上必要となる便宜の提供に係る費用
 - （2）その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 3 前2項に掲げる利用料等の額に係るサービス提供にあたってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、サービス内容及び利用料等について説明し、同意を得るものとします。

第7条（ホームの利用に当たっての留意事項）

- 1 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品を搬入・使用・保管してはいけません。
- 2 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入・使用保管することはできません。
- 3 配水管その他を腐食させるおそれのある液体などを流してはいけません。
- 4 テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑をあたえてはいけません。
- 5 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育してはいけません。
- 6 損害賠償 利用者は、故意に施設（設備及び備品）に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、または原状に回復しなければなりません。
- 7 禁煙・火気禁止 当事業所は、敷地内および館内全面禁煙とする。また火気の手込みは禁止する。
- 8 他者の尊重 他の利用者や職員に対する暴力の行使や暴言、性的嫌がらせ等の迷惑行為は行ってはなりません。

第8条（緊急時及び事故発生時の対応）

- 1 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行います。
- 2 速やかに市町村・家族と連絡をとり、必要な対応を行います。
- 3 万が一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに損害賠償を行います。但し、利用者側に過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。

第9条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、ホームは「非常災害対策計画」又は、「防災計画」に従い、利用者の

避難等について適切な処置を講じます。

- 2 非常時に備え、消火、通報及び避難訓練（年 2 回）を行います。利用者の方も参加して実施します。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。
- 4 事業所は、地域住民又はボランティア等との連携及び協力を行い、訓練の実施に参加が得られるよう努めるものとする。

第 10 条（介護居室）

ホームは、事業を提供する為に、現在使用している居室を介護居室として充てるものとします。

第 11 条（その他運営に関する重要事項）

1 ①秘密保持等

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

②従業者の研修

事業者は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

③苦情処理

管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 1 ホームは、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から 5 年間は保存するものとする。
- 2 この規定に定める事項の他に、事業の提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
- 3 問題の対応策又は結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行いません。

第 12 条（虐待防止・身体的拘束の禁止に関する事項）

（1）ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止、身体拘束禁止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- 3 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- 4 成年後見制度の利用促進
- 5 苦情解決体制の整備
- 6 前 5 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（2）ホームは、サービス提供中に、当該ホーム又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報す

るものとする。

第 13 条（業務継続計画の策定等）

ホームは、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する施設介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- （１） ホームは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- （２） ホームは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 14 条（衛生管理等）

- （１） ホームはホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1 ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 2 ホームにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
 - 3 ホームにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 15 条（ハラスメント対策）

ホームは適切なサービスの提供を行うため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第 16 条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等、その他運営に関する留意事項）

ホームは、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。当施設においては、2027 年度までに委員会を設置します。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社あんじゅうと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成 18 年 8 月 11 日より施行する。

この規定は、令和 8 年 6 月 13 日より施行する。